



要チェック！ 17条通知パート2

インスリン注射、経管栄養、在宅酸素の境目がわかる

介護現場における医療類似行為について整理した厚労省通知としては平成17年版が最初で最後であったが、この度(令和4年12月1日)、この点について新たな通知が発出された(「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」)。

これは、令和2年7月の規制改革実施計画で決定された、平成17年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多い行為の中で、医行為ではないと考えられるものを明記したものである。

医療依存度の高いご利用者が増える現場において、何が医行為と非医行為の境界となるかをしっかり整理し理解しておきたい。

12月10日、腹話術発表会に出る外岡潤と新キャラ永田ハツさん。



介護職が行ってもOK！

1 インスリン注射 医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け(注射器の針を抜き、処分する行為を除く。)及び記録

2 血糖測定 患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取り等、血糖値の確認を行うこと。

3 経管栄養 チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。



☆：外岡潤

○：老健の相談員

○：病院に滞在できる条件も厳しくなり、経管栄養や酸素導入が常時必要なご利用者も増えてきました。

☆：そうした医療器具類の準備や管理は、医療行為に当たるため原則として介護職はできないのが悩ましいところですね。

○：はい。ですが、明らかに危険性のない準備段階の行為であれば問題なくできるはず、と思います。今回の「通知その2」というのは、そうした手技について医行為に当たらないということなのではないでしょうか。

☆：その通りです。そもそも医師法17条には「医師でなければ、医業をなしてはならない」とシンプルに定められているところ、ここにいう医業とは「その行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うこと」と定義されます。

平成17年に出た「通知その1」は、利用者の体温や血圧測定、パルスオキシメータの装着など医行為に該当しない行為を列挙したものになります。今回出た「その2」は、その1で言及されなかったインスリンや経管栄養の補助等について追記したという位置づけですね。なお、その1については私のYouTubeチャンネルでも解説していますので、ご参照ください。

○：分かりました。どこまでがセーフか、混乱しがちなので印刷し現場に備え付けておこうと思います。それにしても、インスリンだと注射器の片付けはOKでも、「針を抜き、処分する行為」はNGとするなど、細かく指定されていますね。

☆：そうですね。危険性が少しでもあれば介護職がやってはいけないというルールです。



動画 no.47

外岡新聞

1月号

介護士法人おかげさま 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-9-14 ベイベリー 202号 http://okagesama.jp TEL:03-5358-9855 FAX:03-6730-6140



昨年引き続き、第二回目の自主セミナーを1月18日18時から90分間開催します！テーマは「二人前の中間管理職の育て方」(労務管理編)です。顧問先様は無料招待しますので、ぜひご参加ください！

外岡新聞

1月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



昨年引き続き、第二回目の自主セミナーを1月18日18時から90分間開催します！ テーマは「二人前の中間管理職の育て方」労働管理編」です。顧問先様は無料招待しますので、ぜひご参加ください！

○：インスリンに関しては、「患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。」もOKとされていますね。こうした数値の確認もできるのであればリスクマネジメントの観点からも安心です。ただ先生、患者＝ご利用者が認知症で、自分で血糖測定できない場合はどうすれば良いのでしょうか？

☆：まさにそうした、現場でむしろ多いケースを想定していないのがこうした通知の限界ですね。医師法によれば医師や看護師が全て実践せざるを得ないことにはなりますが、やむを得ず介護職が主体的にやってしまうことであろうかと思えます。法令遵守というものは突き詰めるほど困難になっていくものですが、血糖測定については一応、「患者が」行う測定をダブルチェックすることが介護職ができる限界、と理解しておきましょう。

○：分かりました。その他、経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く。）や片付け、喀痰吸引では吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充、在宅酸素療法では酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けなどが一定の条件下で認められていますね。

☆：はい。かなり幅広く言及している印象です。膀胱留置カテーテルに関しては、蓄尿バックからの尿廃棄（DIBキャップの開閉を含む。）は医行為ではないとされています。「膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと」もOKであり、夜勤の見回りで介護職ができることが増える分、求められる「気づき力」も高度になっていくことでしょう。

○：そうですね、夜間に急変するご利用者もおられますから…夜勤者がいち早く異変に気づいたり、チューブの状態や衛生を正常に保つことも重要な業務ですね。

☆：基本的にOK行為はメンテナンスになりますので、どのようなときにメンテが必要となるか、看護師さんによる内部講習会を開催するのも効果的かと思います。

外岡が監修した高級老人ホームのドラマが放映されます

林真理子さん原作「我らがパラダイス」というドラマの法律監修を引き受け、この度年明けから放映されます。ラストに名前が載るかもしれません。お見逃しなく！

あらすじ（NHKサイトより）：朝子が看護師長として働く高級高齢者施設には富裕層の老人たちが暮らす。年老いた親がいる朝子は苦しい現状を打破するため、仲間とともに大胆な計画を



実行する。人生ここからが逆転劇！
NHKBS プレミアム
1月8日(日) 第一回
毎週日曜よる
10時～10時49分



外岡流 趣味の部屋



忙しい中、閑ありというところで、時間を見つけてアニメ映画「すずめの戸締まり」を観てきました。ネタバレになるのではありませんが、書けません、結論としてはとても面白く、もう一度観たいと思わせられた稀有な作品でした。

新海誠監督はユニークな経歴で、一人で短編アニメを自主制作し、これを発表したところ評判がよく、次々と映画作品を手掛けて来られました。ジブリの宮崎吾朗監督のように家系や環境に恵まれていたということもなく、叩き上げでのし上がってきたといえるでしょう。

ですが、新海監督の魅力は一介のアマチュアリズムがそこはかとなく漂っており、それが独特の危うさという新鮮味に転化されている点ではないかと思うのです。

数年前のメガヒット作品「君の名は」により大きく飛躍しましたが、これも未見だったのでアマゾンプライムで観てみました。ストーリーは難解で監督の内面が色濃く投影されているように感じられました。

それに比べると今作は良くも悪くも「垢抜けた」と言えそうですが、個人的には濃います。新海ワールドも見てみたいと思っております。

編集後記

明けましておめでとうございます。幾つになっても年越しの瞬間は気持ち引き締まり、いいものです。昨年未はとうとうコロナに感染してしまいました。軽症で済み後遺症も出ませんでした。しかし、健康の大切さが身に染みてよく分かりました。▼と言いつつ、回復してからはすず溜まった仕事に取り掛かり元の木阿弥に戻ってしまいました。▼皆様もぜひご自愛頂き、今年も良い一年として頂ければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。